

糸魚川市での令和6年能登半島地震の被災状況と対応

～液状化・造成ブロック損傷を確認、糸魚川市役所と意見交換を実施～

この度の令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

日本損害保険協会 関東支部新潟損保会(会長：水越 靖・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 新潟支店長)は、令和6年能登半島地震により被災された方々への早期の復旧および迅速な保険金のお支払いと適時適切な情報提供をするため、糸魚川市役所との意見交換し、被災地の状況の視察を2月16日(金)に実施いたしました。

1. 糸魚川市役所との意見交換

糸魚川市役所にある地震災害対策本部を訪問し、被害状況・対応状況(公的補助制度、罹災証明書の調査状況、地震保険制度、悪質住宅修理業者への注意喚起等)について、意見交換を行いました。

当支部としては、糸魚川市に当支部で独自に作成した2種類のポスター(損害保険相談窓口等お役立ち情報と新潟県版悪質住宅修理業者への注意喚起)について掲出を働きかけ、同対策本部に掲出されていることが確認できました。既に同対策本部に設置依頼している新潟県版悪質住宅修理業者チラシが設置されていることも確認できました。今回の糸魚川市訪問後に能登半島地震リーフレットの設置を働きかけ、設置されました。

また、被災者の生活再建支援という観点で、(住家が全壊や大規模半壊でない場合)国や自治体から援助される額が少なく、地震保険に係る普及・啓発の必要性を認識いたしました。

糸魚川市の能登半島地震への対応は、以下のとおりです。

- ・建物等被害については、半壊4件、準半壊9件、一部損壊541件(2024年2月16日現在)になっている。
- ・市内の主な被害として、糸魚川駅南の中央1丁目付近で液状化による被害、京ヶ峰地区で造成ブロックの損傷が発生している。
- ・被災住家の応急修理として、災害救助法に基づく国制度に対し、県が独自助成を実施、糸魚川市も県と同額の助成を行っている。
- ・糸魚川市独自の制度として、住宅敷地内の造成ブロックおよび屋外舗装等を対象に「被災住宅敷地復旧補助金(上限30万円)を、コンクリートブロック等でできた高さ1m以上の塀、門柱を対象に「ブロック塀等除去補助金(上限10万円)」を設けている。
- ・罹災証明書については、585件の申請受付、うち447件は発行済み(2024年2月16日現在)である。
- ・糸魚川市の罹災証明書の受付は、被災者が市役所に出向かなくても電話で済む仕組みとなっている。罹災証明書の受付後、市は被害認定調査を行い、被災者の住宅に認定完了の通知を入れる。被災者がその通知をもって、市役所に出向き、交付申請する仕組みとなっており、糸魚川市の罹災証明書の申請受付・発行は、被災者が市役所に足を運ぶのを1度にする被災者に寄り添った優れた対応であることが確認できました。
- ・市の悪質住宅修理業者として、安心安全メール、防災行政無線、LINEによる注意喚起を行っている。



糸魚川市と意見交換(中央右は総務課仲谷課長補佐)



災害対策本部に掲出されている損保協会のポスター

2. 被災状況の視察

(1) 糸魚川市本町1丁目周辺

JR 糸魚川駅南側の住宅地で、液状化現象やブロック塀の倒壊などの被害が出ました。



ブロック塀の倒壊



玄関前のブロックの亀裂により砂が露出

(2) 糸魚川市京ヶ峰

糸魚川中心部から近い山間にある京ヶ峰地区は、昭和40年頃に県の住宅供給公社が手掛けた団地(建売住宅と宅地分譲、合わせて200戸)で、住宅は階段状となった盛土の上に建てられています。今回の能登半島地震により、住宅の土台となっている擁壁が崩れるなどの被害が発生しました。

住宅の土台となっている擁壁には「空積み」(※)と呼ばれる工法が使われており、コンクリートが注入されていない状態で、玉砂利を敷設されていたため、被害が大きくなったと思われます。

(※) 石材・煉瓦・コンクリートブロックなどをモルタルなどの接合・充填材を使わないで積み上げる工法



擁壁が崩落



応急危険度判定で「危険」の判定を受けた宅地
以上